

・教育長に石垣安志氏が就任いたしました。



平成28年4月1日に市長から辞令が交付され、第19代石垣市教育長に石垣安志氏が就任いたしました。

教育委員会で行われた就任式のあいさつでは「力を出し切って（子どもたちを）輝かせられるようにしたい」と抱負を述べました。

・我が家の携帯・スマホ等ルール

全国的に携帯電話やスマートフォンを所持する児童生徒が急速に増えてきました。それに伴いLINE上でのいじめ・トラブルや夜遅くまでゲーム等をした結果、生活習慣が乱れている事例が本市でも見られます。

このような現状を改善する取組の一環として、石垣市PTA連合会と石垣市小中学校長会が主体となり、関係者を交えて話し合いを重ね、この度「我が家の携帯・スマホ等ルール10ヶ条」を作成しました。市教育委員会学校教育課のホームページからもこのルールをダウンロードできますので、ぜひご覧ください。

【お問い合わせ先】教育委員会学校教育課 電話 0980-82-4701

・平成28年度少子化対策給付事業（学校給食費助成）

学校給食は保護者の皆さまからの給食費と市の財政負担によって運営しております。平成28年度から対象者を県立八重山特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒まで拡大して実施いたします。助成額は小学生1人1食あたり38円、中学生1人1食あたり41円を助成いたします。この事業の助成を受けるためには「申請書兼委任状」の提出が必要となります。学校から資料の配布がありますので、学校が定める日までに学校に提出をお願いいたします。

なお、要保護者及び他法の規定により学校給食費の全額の支弁を受けている方は助成を受けることはできませんのでご了承願います。

【お問い合わせ先】教育委員会学務課 電話 0980-83-0355

・平成28年度学校給食費助成事業（第3子給食費助成）のお知らせ

石垣市では、保護者の教育費の負担軽減及び子育て支援を推進するため、市内の小学校及び中学校（私立小学校及び県立八重山特別支援学校の小学部及び中学部を含む）に在学する児童生徒のうち、同一世帯で3人目以降の児童生徒の学校給食費を全額助成しております。

【申請対象者】（次の①～③、すべてに該当する方です。）

①石垣市に住所を有し、市内の小学校及び中学校（私立小学校及び県立八重山特別支援学校小学部及び中学部を含む）に在学している児童生徒のうち、同一世帯で3人目以降のお子さまがいる保護者。ただし、要保護、準要保護及び他の制度により全額助成を受けている児童生徒は除きます。

②助成を希望する児童生徒以外の兄弟（第1子及び第2子）について、学校給食費を滞納しないことを誓約できる保護者。

③第1子、第2子の学校給食費において平成24年度以降滞納のない保護者。

【申請期間】平成28年4月18日（月）～平成28年5月10日（火）

【申請手続き】助成を受けるには毎年度申請が必要です。

該当する児童生徒がおり、助成を希望される方は「第3子以降学校給食費助成申請書（兼同意書及び誓約書・委任状）」を在学する学校へ提出して下さい。

申請書は新学期に学校から児童生徒へ配布します。

上記の申請期間を過ぎて申請書類を提出された場合は、申請日の翌月からの助成となりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】教育委員会学務課 電話 0980-83-0355

・市立図書館からのお知らせ

～ 今月の特集展示 ～

【開館時間】 平日：午前10時～午後7時 土日：午前10時～午後5時〔月曜休館〕

一般書 「旅」 児童書 「古代にタイムスリップ」 郷土書 「慰霊の日特集 女性たちと戦争」

こどもの読書週間 4/23～5/12 「四角い本に まあるいこころ」（2016年標語）

☆5月5日子どもの日特別開館 2階視聴覚室

午前10時半～大型絵本の読み聞かせや楽しい工作 午後2時～子ども向け映画会

☆中高生向け特別展 NO BOOK, NO LIFE 2016 1階展示室 5/15まで

教育委員会だより

我が家の携帯・スマホ等ルール10ヶ条

【子ども努力義務】

第1条 携帯電話やスマートフォン等の使用時間は午後9時までとします。

第2条 学習、食事中などは使用しません。

第3条 人の悪口や嫌がることは絶対に書きません。送れません。

第4条 人の写真や個人に関する事は相手(他人)に勝手に送れません。教えません。

第5条 有料サイト利用時は保護者の許可を取ります。

第6条 有害サイトは検索しません。

【保護者の責務】

第7条 午後9時以降は保護者が預かります。

第8条 購入時(契約)にフィルタリング機能を利用します。

第9条 家族で携帯電話やスマートフォン等の使用方法について話し合います。

第10条 携帯電話の暗証番号・ID・パスワードは管理します。

・天然記念物を採集することは禁止されています。

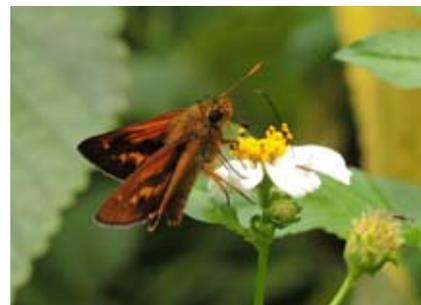
県指定天然記念物の蝶「アサヒナキマダラセセリ」が5月に繁殖時期を迎えます。

環境省版レッドリストにおいて「絶滅の恐れのある生物」としてあげられ、個体数の減少や絶滅が心配されています。

国内での生息地は極めて狭く、石垣島と西表島のみに分布する固有種です。石垣島では、於茂登岳山頂から山麓にかけて生息しています。近縁種の分布の中心がヒマラヤから中国大陸の奥地であることから、氷河期の遺存種として学術上重要であり、また琉球列島の地史を解明するうえでも極めて貴重な蝶です。

市教育委員会では、一部マニアによる不法採集がないよう、監視パトロールを実施し、保護活動を強化します。ご理解とご協力をお願いします。

パトロール期間 4月下旬～6月上旬



【お問い合わせ先】石垣市立図書館

☎0980-83-3862

ホームページも開設しています。